

ウィズ じょうえつ からの おたより

お互いを思いやり、ハラスメントのない 安心して生き生きと働き、暮らせる社会の実現に向けて

ハラスメントとは「嫌がらせ」を意味する言葉です。ハラスメントは、行った人にそのつもりがなくても、相手を不快にさせ、仕事への意欲や心身の健康、人格・尊厳を傷つける、あってはならない行為です。皆が安心して生き生きと働き、暮らせる社会の実現に向けて、ハラスメントについて考えてみませんか。

◆ 職場で起きやすいハラスメント ～12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です～

パワーハラスメント（パワハラ）

労働施策総合推進法で防止対策を規定

優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動で、相手の就業環境が害されるハラスメントです。「優越的な関係」には、上司→部下のほか、業務上の知識や経験の差などから、同僚→同僚、部下→上司のケースもあります。なお、業務上必要かつ相当な範囲での適正な指示や指導はパワハラではありません。

- パワハラ**の主な形
- ①身体的な攻撃 …（例）殴る。蹴る。相手に物を投げつける。など
 - ②精神的な攻撃 …（例）人格を否定するような言動。長時間にわたり業務に関する厳しい叱責を繰り返す。他の労働者の前で大声で威圧的な叱責を繰り返す。など
 - ③人間関係からの切り離し …（例）1人の労働者を同僚が集団で無視し孤立させる。など
 - ④過大な要求 …（例）到底達成できない高い目標を課し、達成できないと厳しく叱責する。など
 - ⑤過小な要求 …（例）嫌がらせのために仕事を与えない。など
 - ⑥個の侵害 …（例）本人の同意なく病歴などの慎重な取扱いが必要な個人情報を他の労働者に話す。など



セクシュアルハラスメント（セクハラ）

男女雇用機会均等法で防止対策を規定

相手が不快に感じる「性的な言動 ※」により、相手の就業環境が害されたり、拒否した相手に不利益を与えるハラスメントです。男女とも加害者にも被害者にもなり得ます。同性に対するものも該当します。



※「性的な言動」の例…性的な関係の要求、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、必要のない身体への接触、性的な事実や体験を尋ねる など

（例）「付き合っている人はいる？」と執拗に聞き、聞かれた人の就業意欲が低下した。

（例）上司が部下の身体に触り、抗議されたため、その部下に不利益な配置転換を行った。など

妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で防止対策を規定

妊娠・出産したこと、育児休業や介護休業などを利用すること に対しての言動により、その労働者の就業環境が害されるハラスメントです。

（例）「妊婦に大事な仕事は任せられない」と繰り返し言い、雑務ばかりさせる。

（例）育児休業をとることを上司に相談したところ、「男が育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ諦めた。など

※ 妊娠・出産したこと、育児休業や介護休業の利用などを理由に、解雇、不利益な配置転換などの不利益な取扱いをすることは禁止されています。



職場でハラスメントを受けていると思ったら・・・

- ハラスメントは我慢しても解決せず、エスカレートするリスクもあります。ひとりで悩まず、上司や同僚、または就業先の相談窓口へ相談しましょう。全ての事業主は「パワハラ」「セクハラ」「妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント」の相談窓口を設置し、適切に対応するための体制整備などが義務づけられています。
 - 就業先で相談できない場合は、全国の労働基準監督署内などにある「総合労働相談コーナー」（最寄り、上越総合労働相談コーナー TEL025-524-2111）などがあります。
- ※就業先の相談窓口への相談等をした労働者への、相談等したことを理由とした不利益な取扱いが禁止されています。

職場以外でも

モラルハラスメント（モラハラ）

道徳や倫理に反した、精神的な嫌がらせや相手の尊厳を傷つける言動がモラハラです。家庭、学校、職場など、さまざまな場面で起こり得るもので、パワハラと違い、立場に関係なく行われます。

（例）相手の容姿や人間性・能力の否定。無視。相手に聞こえていると分かっている悪口。舌打ち、わざとらしいため息。など



※他にもさまざまなハラスメントがあります。

ハラスメントを防ぐために

- ハラスメントについての知識を持ちましょう。（加害者にならないためにも）
- 事業主は、相談を受けやすい環境整備などを行いましょう。
- 一人ひとりがお互いを思いやりましょう。
- 自分の価値観を一方的に相手へ押しつけないようにしましょう。
- 「女性（男性）はこうあるべき」といった、自分自身の「無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）」に気づき、言動に気をつけましょう。
- 日頃から話しやすい雰囲気をつくり、コミュニケーションをとりましょう。

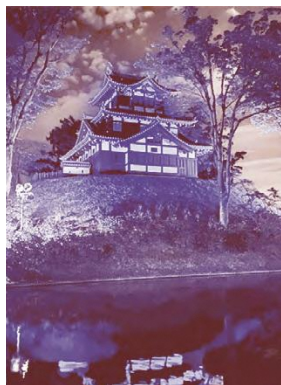
参考

ハラスメント対策の
総合サイト
「あかるい職場応援団」
（厚生労働省）



実施報告

高田城三重櫓パープルライトアップ
全国「女性に対する暴力をなくす運動」期間
（11/12㊿～25㊿）



市では初めて、高田城三重櫓を女性への暴力根絶のシンボルカラーの紫色にライトアップし、女性への暴力根絶を広く啓発しました。

全国各地の
パープル
ライトアップ
（高田城三重櫓の写真も掲載）



実施報告

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）を知ろう！パネル展 in 柿崎区（10/18㊿～31㊿ 柿崎地区公民館）、in 名立区（11/12㊿～25㊿ 名立地区公民館）

男女共同参画サポーターの皆さんと作成した、性別による「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）」の啓発パネル展を柿崎区と名立区で行いました。あわせて、ミニミニ座談会を両区で行い、家事や育児、地域のことなど、お茶を飲みながら和やかに意見交換しました。



▲柿崎区



▲名立区（ミニミニ座談会）

女性相談のご案内（無料）

☐女性相談員がDV（配偶者や交際相手からの暴力）問題をはじめ、家庭や職場、人間関係などの悩みに関する相談をお受けします。秘密は固く守ります。男性や匿名の相談もお受けします。

◆相談場所 ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター） 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

◆開設日時 月曜日～土曜日／午前9時～午後5時（火曜日は電話相談のみ午後7時まで延長）

※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、市民プラザ休館日（第3水曜日、この日が祝日の場合はその翌日）はお休みです。

※公の施設での出張相談も行っています。相談希望日の3日前までにご予約ください。

■専用ダイヤル：025-527-3614 ■E-mail（問い合わせ）：w-soudan@city.joetsu.lg.jp



【お問い合わせやご意見はこちらまで】 **ウィズじょうえつ（上越市男女共同参画推進センター）**

〒943-0821 上越市土橋2554番地 上越市市民プラザ2階

TEL 025-527-3624 FAX 025-522-8240 E-mail: d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

